破産手続終結

平成２５年（フ）第６４号
群馬県前橋市横沢町723番地６
破産者　有限会社セツビ三陽
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津イ字５番地の７
破産者　株式会社大西建設
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１６５２号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目13番20号
破産者　株式会社石橋運送
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６５３号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目13番20号
破産者　有限会社ワールド・ワン
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５号
佐賀県佐賀市天祐１丁目３番46号
破産者　古賀空調工業株式会社
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７７５号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目11番40号
破産者　山田電業有限会社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５号
秋田市八橋大畑２丁目10番11号
破産者　株式会社インテリアシバタ
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１９号
東京都昭島市拝島町４丁目７番23号
破産者　及川　恭一
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
大阪府東大阪市稲田新町１―20―７―507号室、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市加茂町606番地２
破産者　K’s―garageこと　山本　和己
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７６号
群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋326番地１
破産者　平石　　勉
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市新川町177―35、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町富山1660番地
破産者　牧　　祐二
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４７９９号
大阪府吹田市内本町１丁目17番17号　グループホームきさく苑吹田、住民票上の住所大阪府吹田市片山町３丁目６番14号
破産者　辻本　　甫
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５７号
大阪市北区長柄中１丁目２番１―909号
破産者　井　　秀樹
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７６号
広島市安佐南区八木９丁目10番35―801号、開始決定時の住所広島市安佐南区毘沙門台４丁目11番40号
破産者　山田　正憲
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
山形県鶴岡市山五十川甲204番地
破産者　本間　シゲ
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１６７号
滋賀県東近江市ひばり丘町２番６―201号市営ひばり丘団地、前住所滋賀県東近江市大森町1974番地15
破産者　福島　信子
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２１号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉974番地２
破産者　サニーダイニング株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
2　一般調査期日　平成26年10月30日午後１時45分
平成26年８月21日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
島根県江津市都野津町2348番地15　ハイツマロン２階201号室
破産者　河野　博昭
1　破産債権の届出期間　平成26年９月24日まで
2　一般調査期日　平成26年10月29日午前11時
平成26年８月25日　松江地方裁判所浜田支部